

熊本県公報

第 1 1 6 2 1 号
平成 19 年 11 月 9 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....(税 務 課)	1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定.....(障害者支援総室)	1
○指定居宅サービス事業所の指定.....(高齢者支援総室)	2
○指定介護予防サービス事業所の指定.....(")	2
○道路の区域変更.....(道路保全課)	2
○ ".....(")	3
○道路の供用開始.....(")	3
○ ".....(")	3
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任.....(農村計画・技術管理課)	4
○土地改良区役員の退任.....(")	5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの 意見.....(商工政策課)	5
○球磨川地域森林計画の樹立に係る計画案の公告・縦覧.....(森林整備課)	5
○地域森林計画の変更に係る計画案の公告・縦覧.....(")	6

告 示

熊本県告示第 956 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
太陽商事株式会社	代表取締役 上田 英夫	山鹿市山鹿 296 番地 1 号	平成 19 年 9 月 1 日
江富商事株式会社	代表取締役 江富 聡	熊本市龍田陣内一丁目 1 番 1 号	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 957 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項及び第 32 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指定障害福祉サービス事業者

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
みつば学園グループホーム 葦北郡芦北町大字花岡 1539 番地	社会福祉法人 芦北福祉会 葦北郡芦北町大字花岡 1539 番地 鳥居 康信	平成 19 年 11 月 1 日	4321910020	共同生活支援

2 指定相談支援事業者

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
-------------	---------------------------	-------	-------	-------

指定相談支援事業所 すいれ ん 宇城市松橋町萩尾字轟島 2086 番地 1	医療法人社団 明心会 宇城市松橋町萩尾 2037 番地 1 永見 忠孝	平成 19 年 11 月 1 日	4332700196	相談支援
--	---	---------------------	------------	------

熊本県告示第 958 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションすばる 荒尾市万田 1109 番地 1 アリスコートⅢ	有限会社 光和カンパニー	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 959 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションすばる 荒尾市万田 1109 番地 1 アリスコートⅢ	有限会社 光和カンパニー	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 960 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	443 号	上益城郡御船町字辺田見字馬場 406 番 3 地先から 同所 407 番 5 地先まで	前	13.3 ～ 35.0	67.3	交通連携 国道
			後	15.7 ～ 35.0		
一般 国道	445 号	上益城郡御船町字辺田見字馬場 396 番 1 地先から 同所 396 番 1 地先まで	前	13.7 ～ 16.4	54.7	
			後	13.7 ～ 17.8		
一般	445 号	球磨郡五木村甲字松本 3452 番 1 地先から	前	11.8 ～ 24.9	42.0	川辺川ダム建設事

国道		同所	後	15.2 ～ 24.9	42.0	業
		3463 番地先まで				
主要 地方 道	本渡牛深 線	天草市河浦町宮野河内字黒崎	前	4.8 ～ 18.0	202.1	災害防除 工事
		1431 番 2 地先から				
		同市深水町字黒崎	後	12.0 ～ 30.0	202.1	
		3 番地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 9 日

熊本県告示第 961 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	芦北球磨 線	葦北郡芦北町大字道川内字塘田	前	14.0 ～ 50.8	1046.0	旧道移管
		13 番 3 地先から		5.8 ～ 15.0	835.2	
		同町大字花岡字古町	後	14.0 ～ 50.8	1046.0	
		309 番 9 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 9 日

熊本県告示第 962 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266 号	上天草市姫戸町姫浦字辻 5119 番 2 地先から 同町姫浦字長瀬 5601 番 1 地先まで	860.0	地域連携

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 9 日

熊本県告示第 963 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一

般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小川八代線	八代市東陽町新開 同町田ノ迫 92 番地先から 351 番 1 地先まで	135.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 9 日

公 告

熊本県公告第 901 号

玉名市天水町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	吉 田 勝 也	玉名市天水町小天 8304 番地
”	斉 藤 信 明	玉名市天水町尾田 1714 番地 2
”	谷 口 東洋司	玉名市天水町尾田 671 番地
”	谷 口 秀 範	玉名市天水町野部田 931 番地
”	塚 本 孝 也	玉名市天水町部田見 933 番地 2
”	安 田 典 司	玉名市天水町部田見 529 番地
”	横 田 和 正	玉名市天水町部田見 1413 番地 2
”	小 山 良 一	玉名市天水町部田見 2007 番地
”	下 田 忠 司	玉名市天水町小天 1165 番地
”	石 本 和 成	玉名市天水町小天 4012 番地
”	山 本 弘 憲	玉名市天水町立花 4012 番地
”	坂 井 司	玉名市天水町小天 6693 番地
”	坂 本 義 輝	玉名市天水町小天 5683 番地
”	池 田 憲 治	玉名市天水町小天 7353 番地 4
”	上 村 忠 孝	玉名市天水町小天 703 番地
”	上 野 勝 弘	玉名市天水町小天 8289 番地
”	亀 丸 国 昭	玉名市天水町竹崎 378 番地
”	徳 永 敬 一	玉名市天水町竹崎 462 番地
”	堀 田 正 憲	玉名市天水町小天 3995 番地
”	上 森 陽 一	玉名市天水町小天 2531 番地 1
監事	米 野 節 雄	玉名市天水町立花 692 番地
”	田 尻 勝 寛	玉名市天水町小天 3845 番地
”	木 下 勝 也	玉名市天水町小天 3935 番地
就任		
理事	吉 田 勝 也	玉名市天水町小天 8304 番地
”	村 上 孝 義	玉名市天水町尾田 1709 番地
”	荒 平 一 信	玉名市天水町尾田 721 番地
”	田 尻 治 幸	玉名市天水町野部田 756 番地
”	友 田 実	玉名市天水町部田見 924 番地

理事	林 田 正 孝	玉名市天水町部田見 1803 番地 2
"	植 尾 正 夫	玉名市天水町部田見 1494 番地
"	荒 木 伸 一	玉名市天水町部田見 625 番地
"	金 沢 信 助	玉名市天水町小天 1209 番地
"	石 本 和 成	玉名市天水町小天 4012 番地
"	立 川 嘉 徳	玉名市天水町小天 3838 番地
"	竹 原 節 也	玉名市天水町小天 1226 番地
"	坂 本 正 文	玉名市天水町小天 5678 番地
"	池 田 憲 治	玉名市天水町小天 7353 番地 4
"	上 野 敏 弘	玉名市天水町小天 9306 番地
"	中 村 亘	玉名市天水町小天 232 番地
"	亀 丸 武 征	玉名市天水町竹崎 403 番地
"	亀 丸 優 一	玉名市天水町竹崎 413 番地
"	坂 門 隆 重	玉名市天水町小天 2904 番地
"	村 上 優 一	玉名市天水町小天 3938 番地
監事	米 野 求	玉名市天水町立花 911 番地 2
"	浦 川 俊 一	玉名市天水町小天 4007 番地
"	立 川 智 治	玉名市天水町小天 3809 番地 1

熊本県公告第 902 号

玉名郡南関町南関町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	大佐古 宏	玉名郡南関町大字関下 429 番地

熊本県公告第 903 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 6 月 14 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ荒尾店
荒尾市緑ヶ丘一丁目 4160-2 ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 19 年 11 月 9 日から平成 19 年 12 月 9 日まで

熊本県公告第 904 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により地域森林計画をたてたいので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、意見のある者は、平成 19 年 11 月 9 日から起算して 30 日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成 19 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 球磨川地域森林計画書（案）
- 2 縦覧期間 平成 19 年 11 月 9 日から平成 19 年 12 月 10 日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県八代地域振興局、熊本県芦北地域振興局及び熊本県球磨地域振興局

熊本県公告第905号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、意見のある者は、平成19年11月9日から起算して30日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成19年11月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書（案）、緑川地域森林計画変更計画書（案）及び天草地域森林計画変更計画書（案）
- 2 縦覧期間 平成19年11月9日から平成19年12月10日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県宇城地域振興局、熊本県玉名地域振興局、熊本県鹿本地域振興局、熊本県菊池地域振興局、熊本県阿蘇地域振興局、熊本県上益城地域振興局及び熊本県天草地域振興局